

令和6年3月8日

産 業 厚 生 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 産業厚生委員会

2 日時 令和6年3月8日(金)

午後3時45分開会

午後4時51分散会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

竹之内 和 満 委員長、大 野 雅 子 副委員長、白 石 純 一 委 員、
大 田 基 次 委 員、竹 原 信 一 委 員、牟 田 学 委 員、
濱 田 洋 一 委 員

5 事務局職員

局長 牟 田 昇、議事係主任 松 林 俊 介

6 説明員

福 祉 課 長 尻無濱 久美子 君
福 祉 課 課 長 補 佐 兼 福 祉 係 長 前 田 敏 君
福 祉 課 児 童 対 策 係 長 平 田 祥 子 君
学 校 総 務 課 長 牧 尾 浩 一 君
学 校 教 育 課 管 理 施 設 係 長 栗 林 鉄 矢 君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第17号 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 陳情第2号 ひきこもりに関する支援策の陳情

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○ 議案第17号 阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

竹之内和満委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

先日審査を中止しておりました議案第17号、阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、本日、修正案が出ておりません。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時46分～午後3時47分）

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石委員から修正案を提出するかどうかなんですが、提出できますでしょうか。

白石純一委員

出すに当たっては、18日以降になると思うので。18日の週、最悪、後半になるかもしれないんですけど。それでよければ。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

委員会が本会議に間に合いさえすればいいですけども、議運との絡みはどうなりますか。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時48分～午後3時50分）

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石委員から修正を出すということですので、議案第17号については、後日、再度委員会を開催して審査を行うことにいたします。

開催日については、改めてお知らせいたしますのでよろしくお願いします。

○ 陳情第2号 ひきこもりに関する支援策の陳情

竹之内和満委員長

続きまして、陳情第2号、ひきこもりに関する支援策の陳情を議題とします。

先の委員会では、陳情者を参考人として呼びし、所管課への意見聴取は必要であれば、一般質問後に行うこととされました。

そこで、所管課を呼び意見聴取を行うことについてお諮りいたします。

いかがでしょうか。

白石純一委員

所管課にお伺いしたいことがあるものですから、呼んで頂きたいんですが。

竹之内和満委員長

所管課は福祉課だけでいいですか。

白石純一委員

はい。福祉課だけでいいと思いますが、所管課だけで答えられないときは持ち帰っていただいて。

竹之内和満委員長

ほかに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは所管課に意見聴取するとの御意見がありますので、所管課である福祉課を呼ぶことにいたします。

出席があるまで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時51分～午後 3 時59分)

〔福祉課入室〕

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

陳情 2 号に関して、福祉課に出席頂きました。

それでは、委員から質疑をお願いします。

白石純一委員

一般質問でこの件に関して 3 名の議員から質問がございました。その答弁の中で、もし私がちょっと聞き違いでなければですね、私の理解したことで、対策として協議会を立ち上げて対処していくというふうに答弁されたというふうに記憶してるんですけども、そういう理解でよろしいですか。

尻無濱福祉課長

白石委員のおっしゃるとおり、今後、この前の一般質問の中で霧島市のプラットフォームの話があったかと思うんですけども、そちらのほうも踏まえまして、現在、各関係各課、あと関係機関等、それぞれひきこもりについての支援を行っておりますので、そういったところの支援体制の、体制づくりといたしますか、そういうところで、例えば協議会等を立ち上げていくのも支援の一つではないかなということ考えております。

白石純一委員

私のイメージではですね、協議会っていうと、こういろんな組織が参加はするけれども、責任の所在が確固たるものではなくて、なかなか効果が上がりづらいという例もあるのではないかと、私自身の印象なんですけれども。協議会が果たしてその責任の所在、そして窓口となるようなイメージはお持ちでしょうか。

尻無濱福祉課長

ひきこもりに限らず、いろんな協議会が現在組織の中でありますので、その際はやっぱり事務局となるとところが、福祉課だったら福祉課が事務局となって、その協議会を立ち上げて、その中でいろんな情報を共有していく。お互いのそういう各課の取組だったり、関

係機関との取組というところの情報共有を図っていけるというところがありますので、それぞれの機関においてやっぱり責任は持っているような支援体制つくってと思っていますので、そちらのほうの情報の共有ができればなと考えてます。

白石純一委員

今のお答えですと、その協議会いろんな組織が参加されますけれども、事務局として幹事的な役割は福祉課が適切だということではよろしいのでしょうか。

尻無濱福祉課長

白石委員のおっしゃるとおりです。

白石純一委員

そこであと課題になっているのが、どこに行ったらいいのか分からない。それぞれの窓口があるということで、やっぱりワンストップで相談はできる一つの窓口が必要かと思うんですが、その辺りはすいません、答弁でおっしゃっていたら申し訳ないんですけど、その辺りもう一度教えて。

尻無濱福祉課長

ワンストップでということで、現在もですね、ひきこもりに関しては、福祉課ももちろんですし、初めに相談にみえたところが健康増進課だったり、もし高齢者のことであれば介護長寿課だったりしますので、そここのところは、まずはその相談に見えたところの課が引き受けて相談をお聞きします。必要なサービスを受けられるそれぞれの所管課がありますので、そちらのほうに一緒につないでいくというふうに考えております。

ただ、ひきこもりについての相談は福祉課ですよというところでのホームページとか、あとフェイスブック、LINE等についても、そういったことで周知を図る必要があるのかなと考えております。

白石純一委員

出水市でちょっと名前忘れちゃったけどいろんな困り事相談する窓口がありますよね。何というところでしたでしょうか。

尻無濱福祉課長

出水市の安心サポートセンターですかね。

〔発言する者あり〕

安心安全サポートセンターですかね。

白石純一委員

恐らく阿久根でも、そうしたはっきり分かる窓口の名称があれば、どこに行ったらいいのか分からないからという、躊躇される方も行きやすいのではないかなと思うんですが、その辺りも検討できますでしょうか。

尻無濱福祉課長

そちらにつきましては、ちょっと組織機構の問題にもなってきますので、こちらではちょっとお答えしかねます。

白石純一委員

その辺りもですね、福祉課から関係各所、市長、副市長等にも御相談頂いて、その辺もぜひ前向きに動いてほしいなと思います。出水市ができて阿久根市にできないことはないと思いますので、よろしくお願いします。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

今の出水市の安心サポートセンターの話なんですけれども、国のほうから様々な住民の皆様いろんな悩み事を一元化して、相談の窓口として受けるようにというようなことで、重層的支援体制の整備というのが、もう5、6年ぐらい前から言われておりまして、ただ、そういった1か所で様々な、例えば高齢者、障害者、あと医療に関してであったり、子供の部分、そういったものを1か所で全て受けるとなると、それなりの専門知識を持った職員の配置と、また場所の問題であったりとか、そういったものが出てきまして、どうしても阿久根市の職員の規模であったり、今の庁内の体制であればですね、むしろ1か所に集めるというやり方もちろんあるんですが、今の福祉課、あと介護長寿課、そして健康増進課ですね。そういった部署が、たまたまといいますか近くに集まっておりますので、その中で、まず1番最初に来られたところを、来たところの職員がまずは聞いて、その中でいろんな話を伺いながら、関係ある部署につないでいったほうがより効果的ではないかと。

もちろん住民の方は場所動かさずにですね、職員が自ら動くという、そういう体制で今対応しているところです。今後、そういった1か所ということがあれば、また今後の検討課題にはなるかと思います。

白石純一委員

実情はよく分かりました。ただまあ市民の目から見ると、やはり象徴的な窓口センターがあるというのは非常にそれだけでも安心感は得られると思います。そのあたりは御検討頂ければと思います。

尻無濱福祉課長

訂正をお願いしたいと思います。

出水市の方は、安心サポートセンターになります。

竹之内和満委員長

了解です。ほかにございませんでしょうか。

竹原信一委員

神奈川県大和市では、こもりびと支援条例というのを制定しているというのを御存じでしょうか。そしてそれを見たことが、中身を読んだことがありますか。

尻無濱福祉課長

そちらについては存じ上げません。

竹原信一委員

知らない。

やっぱり市役所として物事が動かすときには条例つくったりして、そして共通認識、ひきこもりという状態とは何なのかというのをしていかなきゃいけないし、いきなり窓口をつくりました、来てくださいじゃ始まらん、よくないですよ。人によって違ったり、個人的なこの先入観を持っているのも、職員の中にもおるし、ね。そういうところをまず徹底させるところが始まらないかんけども、この大和市では、ぜひ読んで、皆さんも一緒にね、勉強していただいて、どういうふうな対応をすべきなのかというのを大和市はもう取り組んで、始めてるわけですよ。ですから、こういうことから始めるべきであって、まず行動からやっちゃいけない。危ない、ね。そう思いますよ。一応この勉強しましょうよ、ね。

尻無濱福祉課長

阿久根市のほうでも一般質問でお答えしたかと思うんですけれども、平成20年度から支

援事業としまして、市内の社会福祉法人のほうに業務委託をしております、そこでは資格を持った専門の相談員のほうが相談に当たっております。

竹原信一委員

大事なことはさ、一般市民も含めて、私たちの皆さんも含めてさ、そのひきこもりという人たちに対するね、認識、自分の子供がひきこもりになるかもしれないんだよ、ねえ。そういう、いい機会になるわけですよ。それを知って対応する。ですから一緒にまず勉強しましょうよ、一緒にね。そして、市として体制づくり、条例作るなり。これは支援条例ですから、何かしなきゃいけない義務とかそういうことじゃない、でもないわけですから、とりあえずそっから入って行って、ねえ、取り組んでいきましょうよ。今回、この陳情が出て、それをきっかけにしてですね、私たちこの人々がね、悲しい思いをしないで済むような社会づくりをしましょうよ、これ。取り組みましょうね。

竹之内和満委員長

はい、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

白石純一委員

これは、教育総務課に聞いたほうがよければそうしますし、もし、教育総務課と以前そういう話をされて、いらっしゃったのであればお話しできればお願いしたいんですが。

今回の陳情の2番目で、ひきこもり状態にある方々の居場所づくりとして休校を活用して、田代小学校で就労支援や自立支援の事業を行うこととございますが、実現可能性について何か。実現可能性について思うところ、考えていらっしゃるところがあれば教えてください。

尻無濱福祉課長

現在休校中の田代小学校の活用につきましては、所管が教育総務課になりますので、こちらで確認されたほうがよろしいかと思います。

白石純一委員

教育総務課にお願いして、できれば御一緒に話を聞けたらいいと思うんです。

竹之内和満委員長

皆さんどうでしょうか。

〔発言する者あり〕

白石純一委員

そういう縦割りではなくてですね、これからの行政の在り方というのは、やはり、横の連絡も大事ですので、別にいていただいて、デメリットはないのかなと思いますが。よほど忙しくて。

〔発言する者あり〕

いや、私はできれば、もし不都合、大丈夫であればぜひ行っていただきたいなと思います。

竹之内和満委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時12分～午後4時15分)

〔教育総務課入室〕

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
教育総務課の課長さんにも来ていただきました。
御質疑ありませんか。

濱田洋一委員

すいません、1点だけ教えてください。

今回陳情書が出まして、その中にですね、陳情項目の中にひきこもり状態にある方々の居場所づくりとして休校を活用して、田代小学校でということで就労支援や自立支援の事業を行うこととあるんですけれども、実際、休校中である田代小学校でそういったことが可能なんでしょうか。

牧尾教育総務課長

ちょっと前置きが長くなるかもしれませんが。

まず、非常にすばらしい事業、考えだなというふうには考えております。ただ、陳情者からですね、半年ほど前に問合せがあったところでした。その際も、まだ煮詰まってはおりませんでしたけれども、こういったことを考えているということでは、田代小をぜひ使いたいんだがというお問合せでした。

その際に、私もまだ事業の骨子がしっかりとつかめなかったところでしたので、短期的に陳情者もおっしゃったのは、試行的にそこを勉強会の場として使いたいというような趣旨のことでもありました。自然豊かな場所で、田代小が非常に最適なんだがということでした。ですので、勉強会という部分では短期的な使用というところで、行政財産の目的外使用という手続を、一定の手続をとれば借用について可能ですよということはお答えしたところでした。ただ、そこはまだ事業の概要、全容が明らかになっておりませんでしたので、しっかりとそこを検討された上で、また具体になったらお声掛けくださいと。御相談頂ければ前向きに検討いたします、というふうにお答えしたところでした。

ということは前置きなんですけれども、今回こういう陳情が出されて、田代小に限定された中で、じゃあ果たしてこれが、しかも行政主導のもとでとなると、また話は別となってきます。と言いますのが、休校というのはあくまでも子供たちがいないわけなんですけれども、学校施設としてまだ継続しているわけです。そういった中で、別の目的を持った機能を有する、そういった取扱い、そういった活用というのは、正直申しまして休校の場合は厳しいと思います。

しかも、民間が短期的に利用するということになれば、目的外使用ということで手続もできようかと思えますけれども、行政の中において、内部において学校施設を別の所管する課が関わる事業を、どういった形になるか分かりませんけれども、となるとまた話は別になってきますので、ちょっと厳しいのかなという印象は受けてます。

あわせて、すいません、ちょっと話が長くなるんですけれども、地域の方々への御理解というのも当然ながら必要になってまいりますので、そこら辺も慎重に。今ちょっと当該地域ですね、ハレーションも起きている状況もあります。一旦、廃校で進めてくださいという意向もありましたけれども、一部反対の非常に大きなその声が上がった中で、やはりもう休校にしてくれというような御意見も頂きながら、当面休校という状況に今なったところなんです。

そこにおいて、じゃあほかの機能が、ばんって入ってくることで、例えばですけど、地域の目としては廃校に持っていく手段じゃないかとか、恐らく考え過ぎかもしれませんが、やはりそこまでも我々としては慎重に考えたいというところもありますので、長くなりましたけれども、現状において休校を使うというのは、短期的に、民間が短期的に勉強会等で使用する分には構いませんが、そこを常設の、恒常的に利用する、活用する施設という取扱いはちょっと厳しいとしか言いようがありません。可能か不可能かといったら、いろんなやり方があるんでしょうから、そこは検討の余地はあるかもしれませんが、今、現状においては厳しいと言わざるを得ない状況です。

濱田洋一委員

ただいま課長が教えていただいたこと、私がまた次に質問しようかと思っていたことまで含めて話をいただきました。

陳情の趣旨の中にもですね、田代小学校で休校中であるけれども行ってはどうかということと、項目の中にはもう限定した中で田代小学校でというふうにうたってあるものからです、現在休校中である田代小学校を、いわゆる行政側がそういった支援活動として使えるのかと、まずはそれを1点お聞きしたかったんです。

そして、先ほど最後のほうで言われましたけれども、地域住民の方々の要望もあって、閉校ということであったのを休校扱いとされたという経緯もありましたので、その辺を踏まえて、実際のところのお考えをお聞きしたということでありました。

白石純一委員

今の説明の中で、私が知りうる、知っていることを少しだけ補足させていただきますと、田代地区の田代小学校を閉校にしてくれという意見は、決して区民一致で出されたものではないと私は聞いています。したがって、ハレーションが起きたという一部のそれを言える立場の方が閉校にしてくれとおっしゃったんですけれども、それは決して区民の総意を得た上で発言されたものではないということで、区民から反発が起きたというふうに私は理解していますので。したがって、閉校が決まったのにそれが今のところ覆っているという、その前提は少し違うのかなと私は理解しています。

一方で課長の御説明で、民間で短期であれば使えるけれども、役所として使うのはどうかということですが、難しいということですが、それもですね、私のイメージとしては教育委員会が管理しているから他の課は使えないとか、そういう縦割り行政の、縦割り主義、学校の休校の決まりはあるんでしょけれども。そうしたところを柔軟にですね、役所の内部で何とかできることを模索して、他の所管でも使えるようにというのが、やはり市民のことを第一に考えるならば、そのできる方法も模索していただきたいという印象は私は持ちました。

そういうことは全く法律でできないということなんでしょうかね。法律、条例。

牧尾教育総務課長

そこは、先ほども申しましたように検討の余地はあるとは思いますが、今、現状で法令上の、材料を持ち合わせておりませんが、柔軟に対応すべきじゃないかという委員のお話だと理解いたしますが、ほかの施設であればですけども、やはり学校施設となるとちょっと状況は違うのかなとも思います。行政内で一定の目的を持った施設をほかの課が使う際には、財産の所管替えという一定の手続をとればいいわけですので、それはできるかできないかということができます。ただし、言ったように学校施設ですので、それをほかの

教育委員会以外の所管する課が何らかの目的を持ってそこを活用するとなると、やはりハードルは高いと思われますので、そこは我々も研究をしていきたいとは思っています。

白石純一委員

はい、分かりました。

もちろん、役所のなかなか難しさというのは分かりますけれども、やはり市民のためにというのが最終目的であるべきですので、その市民の課題が解決されることが一番大事ですので、その辺りを柔軟に、ぜひ役所としても考えていただければなというお願いとですね、田代地区の方にどういうイメージを与えるかも心配、確かにそれはそのとおりだと思います。であるからこそ、地元の方々に決して、休校、廃校になる前提ではないんですよという説明はできるでしょうし、むしろその方々とそこで過ごす方々の、対象の方々との触れ合いをですね、持っていただいて、あるいは地域の草刈りとか、山の仕事とかももしかしたらお手伝い頂けるかもしれません。そうしたことも合わせてすればその対象の方々の困りの解決にも、課題解決にもなるし、田代地区の皆様の課題解決にもつながる。そういったことも考えることで解決できるのではないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

牧尾教育総務課長

私の立場で、その事業の目的等を考える立場にはありませんので、そこに踏み込んでいくのは適切ではないと思いますが、確かに目的を達成するために田代小でなければならないということであれば、何らかの方策を考える必要があろうかと思えます。

ただし、ではほかに候補地として、別の場所がないのか、より適切な場所がないのかというところを御検討頂いた上での田代小なのかとか。やはりそこがありますので田代小ありきで考える事業なのか、そこがポイントになってくるんだと思えます。

なので、いや、もうそこしかないんだよということであればですね、我々も応分の努力をもちろんしないといけないわけですがけれども、そうではなく、まだほかにも方法があるんだよということであれば、それもあわせて広く御検討頂ければなと思うところです。

牟田学委員

まだですね、この陳情者が、果たして、一般質問でも言いましたけど、4市2町を考えて、そういった学級を開こうかなってというような、まだこの時点でこの陳情書の時点ではまだ全然そこまでいってないわけなんですよ、実際。だって阿久根市も今からじゃないですか、人数も把握せないかん。

だから、陳情者の今の時点の思いであって、田代小学校を借りてしましようつつたって、生徒が何人いるかも分からんわけですよ、実際。だから、行政としてこの陳情者が思われる4市2町でするのか、そこあたりもですね、やはり今からやっていかないかんと思うんですよ。だから、まだですね、陳情者は田代小学校に限定してますけれども、私たちは陳情を採択するのかという、今その時点であって、まだ田代小学校がどうこうとかいうのは早いと思うんですよ。私は。

竹原信一委員

もうよろしいんじゃないですか、あとは私たちで話しましょうよ。

白石純一委員

今、教育総務課長から、短期的な民間による勉強会のような形でしたら可能性があるとおっしゃいました。一方でこれはこの陳情項目、ひきこもり状態にある方々の支援に取り組むことってというのは、やはり行政にも積極的に、民間と多分共同して取り組んでもらい

たいという趣旨だと思うんですけども。仮に行政の福祉課でまず取り組めることがあるとしたら、こういう小学校を活用して、例えばどういうプログラムが、だったらまず最初にできるんじゃないかというようなことが、もしお考えがございましたら教えてください。

尻無濱福祉課長

こちらの陳情書の中にも、居場所づくり事業として行政主導で何かできないかという要望が今回出されてるんですけども、一般質問でもお答えしたんですけども、このひきこもり支援につきましては、本当に例として1段階から4段階まで順を追って、息の長い支援が必要なんですということを厚生労働省のガイドラインに基づいて説明をしたかと思うんですけども。ですので、なかなか。例えばですけど田代小学校とかそういう施設に集まって、ここで何をしなさい、こういった作業をしなさい、たまには農林業の体験での農作業とかもしなさいっていう決まったプログラムというのは、なかなか決められた中で支援というのは難しいのかなと感じています。

竹原委員もおっしゃったように、最初の入り口間違えると、またせっかくこう、外に出よう、例えば相談にやっと窓口まで相談にこれたっていう方が、もし入り口を間違ってしまったらまたひきこもってしまうというところもございます。ですので、関係各課ではそれぞれお話をまずは受け止めて、お話を聞きます、相談を受けます。でも、そのあとはやっぱり専門の相談員がいる市内の社会福祉法人だったり、そちらとも連携をとって、もし必要であれば治療につなげていく、病院につなげていく、あるいは福祉サービスのほうにつなげていく、そういった体制を、現段階でも福祉課のほうでは庁内各課行っております。

〔白石純一委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

竹之内和満委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

大野雅子副委員長

それでは、委員長の役を代行いたします。

竹之内和満委員

一般質問でですね、確か大野議員の質問だったと思うんですが、教育委員会と福祉課が情報交換なり、連携なり、去年ぐらいからとってるという話があったと思うんですが、どういう形でやってるんですか。

尻無濱福祉課長

令和5年度、今年度なんですけれども、学校教育課のほうから不登校に関する児童生徒の情報というか、そちらのほうを頂いたりしております。それ以外にもこれまでも定期的に福祉課のほうに家庭相談員がいるんですけども、そちらのほうで定期的に学校だったり、児童クラブのほうだったり訪問をしまして、気になる児童生徒について情報交換をしているという状況です。

竹之内和満委員

それはもう不登校の段階でしてるという形なんですか、そのあとのひきこもりになる前の段階でやっているということですか

尻無濱福祉課長

不登校になってるから、その家庭相談員のほうがそちらの訪問に入るとかそういうわ

けではございません。たまたま相談を受けたところに不登校の児童生徒がいたとか、そういったところでの訪問というのは相談を受けるというのはあります。不登校に特化したものではございません。

竹之内和満委員

結局、不登校だからするんじゃないくて、そういう、だからもう課を越え、本当ならば教育委員会じゃないですか。だから課を越えてやっているということですかね。

尻無濱福祉課長

家庭相談員につきましては、児童生徒に限らず、いろんなその家族関係だったり、夫婦関係だったり、家族に関することでちょっと相談があったり、気になる家庭であるってところで入っていきます、訪問とかですね。その際に、たまたまちょっと不登校の児童生徒が家庭にいたとか、そういうことです。

なので、確か大野議員にも一般質問の中でお答えしたと思うんですけども、今後はその生徒の子が中学校を卒業するまでに、何とかこう家庭相談員のほうも訪問するなり、学校とですね、協力をして訪問できればいいのかなと、そういった取組が必要なのかなというのは感じたところです。

大野雅子副委員長

それでは職務を変えます。

竹之内和満委員長

それでは委員長の職を続けます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、所管課の意見聴取を終了いたします。

どうもありがとうございました。

〔福祉課、教育総務課退室〕

竹之内和満委員長

それでは、陳情第2号について採決に入ります。

まず、討議に入ります。

それでは、討議ございませんでしょうか。

討議の中でどういう決め方をしたらいいか、それもちょうつと言っていたら。

竹原信一委員

何だっけ、田代だとか、いろいろ出てきませんけども、そこら辺を皆さん引っかかっているところもありますんで、趣旨採択あるいは、何だっけ。一部採択で進めるのがよろしいかと思います。

濱田洋一委員

今、竹原委員も言われましたけれども、これまで福祉課、そしてまた教育総務課のほうにもお聞きしました。この陳情の中身につきまして皆さんも御承知のとおり、このいわゆる陳情項目の1番ですけれども、支援に取り組むこと。これはまさにそうしてほしいと私も思っております。ただ、この2番については、かなり難しい部分もあり、私が感じたこととしましては、まずは行政としては相談を受ける。

そして、どういった相談内容かというのを確認した後に、適したほかの課なりの専門員で相談を受ける。もしくは医療機関ですとか様々なそういう機関にもまた御案内したり、

その人それぞれ違いますので、ひきこもりの状況というのがですね。ですから、そこら辺は一人一人に応じたひきこもりの支援というのが大事なかなあと思っておりますので、私は趣旨は十分分かりますけれども、この項目は、1番ということでは支援に取り組むことというのは非常に大事なことでありますので、趣旨採択、もしくはその一部採択ということがいいのかなと思っております。

白石純一委員

項目の1と2は随分その性格が違うものですよね。1番というのは非常に市の方針を陳情しているものであり、2項目めはその手段をこうしてくれということなんですが、この2項目めでは様々なその1の市の政策の中で、将来の可能性としては2もありうるだろうとは思いますが、1と2、両方、2以外にも1を実現する手段、方策はありうると思うので、1と2がちょっと一緒に議論するのが難しいのかなあという気はします。

そして、したがって2については実現性が今すぐということはかなり厳しいのかなという印象を持っていますので、1については私は問題なく採択すべきだと。2については、すぐということとはなかなか難しい。ただ1つの候補としてあり得ると思います。例えばひきこもり状態のある方に居場所づくりとして休校を活用して事業を行うことということは、私は言えると思うんですが、田代小学校でという一つの具体的な場所を指定したということまでは、やや時期尚早なのかなと思います。

したがって、一部採択なのかなと思ってます。趣旨採択というのは、趣旨は分かるけれどもということで、より一部採択のほうが私は、採択に。議会として、皆さん1については、恐らく問題ないということであれば、1と2の一部として趣旨採択という、ことに私はすべきかなと。

竹之内和満委員長

ほかにございませندでしょうか。

今の意見聞いたら趣旨採択か一部採択というふうな意見が。

〔発言する者あり〕

採択という意見の方はいらっしゃいませんか。

〔発言する者あり〕

いやいや、採択。

白石純一委員

ちょっとあやふやだったかもしれません。一部採択とするのであればですね、2番のところはひきこもり状態のある方の居場所づくりとして、就労支援や自立支援の事業を行うこと、ということは私は一部採択してもいいと思うんですが、休校を活用して田代小学校でという部分は、採択できないと思っておりますので、そこを外した形の一部採択で。

牟田学委員

今、白石委員の意見にしますとですね、この陳情項目が1と2になってますんで、そのこの2をまた分けるっていうような、ちょっと無理があると思いますよ。

だから、1に対してみんなよく分かっていらっしゃいますよ。だから、もうその一部採択でするんだったら1はいいよと。これでいきましょうというところであれば一部採択でもよろしいです。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時43分～午後 4 時45分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

討論に入ります。

討論ございませんでしょうか。

白石純一委員

私は1番のひきこもり状態にある方の支援に取り組むことは全面的に採択、2番については具体的な田代小学校でという、特定してますので、それは少し、まだ今の段階では困難を伴いますので、1のみの趣旨採択という形、失礼しました。一部採択とすべきかと思っています。

竹之内和満委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、一部採択の討論がありましたので、一部採択についてお諮りいたします。

本陳情は、陳情項目1、ひきこもり状態にある方々の支援に取り組むことの部分を一部採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

全員挙手ということで、挙手多数と認めます。

よって、陳情第2号は一部採択すべきものと決しました。

〔発言する者あり〕

ほかにございませんでしょうか。

竹原信一委員

この際ですね、このひきこもりに関する支援策についての所管事務調査の項目に今回入れて休会中のテーマにしておくというのをしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員長

皆さんいかがでしょうか。

〔「休憩に入ってください」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後 4 時47分～午後 4 時51分)

竹之内和満委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で、本日審査を予定していた案件は全て議了しました。

本日、議決しました案件に関する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めそのように決しました。

次回の産業厚生委員会は、こちらのほうからお知らせいたしますので、議案第17号について。

以上で、本日の産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 午後4時52分)

産業厚生委員会委員長 竹之内 和 満